

春日井市広報春日井広告取扱業者募集要項

市が所有する資産を広告媒体として活用し、新たな自主財源を確保するため、広報春日井に掲載する広告を取りまとめる広告取扱業者を募集する。

【募集期間】

令和7年1月29日（水）～ 2月14日（金）

【契約期間】

令和7年4月1日～令和7年9月30日

【提出書類及び方法】

広報春日井広告取扱業者承認申請書（第1号様式）

【提出場所及び方法】

広報広聴課に持参か郵送

【注意事項】

提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。

【広告媒体の概要】

媒 体 : 広報春日井
規 格 : A4判1号平均30ページ
発 行 日 : 毎月1日
部 数 : 約96,000部発行

【広告の内容】

掲載場所 : 裏表紙
掲 載 号 : 令和7年6月号～11月号
枠 数 : 4枠（1広告主広報春日井1号につき1枠。
但し、隣り合う2枠を合わせて1枠の広告として掲載が可能）
規 格 : 4色刷 縦130mm×横90mm
掲 載 料 : 1枠 金70,000円（税込み）

【業務内容】

1 広告主の募集

- (1) 本事業は地域活性化を図ることを目的のひとつとしているため、広告主の募集に際しては、できる限り市内事業者を優先的に選定すること。
- (2) 広告に関する関連法規、春日井市広告掲載要綱、春日井市広報春日井広告掲載要領及び春日井市広報春日井広告掲載基準の規定を遵守し、適切な広告主を募集すること。また、広告主の事業内容、掲載を希望する広告内容等が、要綱等に準拠しているか確認すること。

2 広告の申込み

- (1) 申込み方法 申込書と広告原案をとりまとめ市へ提出すること。
- (2) 申込み期限 別紙「広報春日井広告募集日程一覧表」で定める日
- (3) 申込み場所 春日井市役所 企画経営部 広報広聴課
- (4) 申込み方法 郵送または直接持参

3 広告原稿及びデータの提出

- (1) 別紙「広報春日井広告募集日程一覧表」で定める日までに、広報原稿及びデータを市へ提出すること。この場合、印刷業者に新たな作業が発生しない完全広報原稿及びデータを提出するものとし、印刷業者に新たな作業が発生する場合は、その費用は広告取扱業者の負担とする。
- (2) Adobe Illustrator を使用する場合
文字データはアウトライン化して保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは外すこと。
- (3) Adobe Photoshop を使用する場合
データは使用サイズの 100%で解像度 350dpi とすること。レイヤーがある場合は統合してEPS形式で保存すること。
- (5) 4色カラーの使用データはCMYKとすること。
- (6) データはWINDOWS版 Adobe Illustrator C C 2024 か Adobe Photoshop C C 2024 のいずれかで編集できるものとする。

4 掲載料の納入

掲載料は、掲載決定後、納入期限までに納入すること。期限までに納入されなかったときは、申込みは取り下げられたものとみなし、掲載しない。

5 広告の作成

広告掲載のための広告原稿及びデータのデザイン・作成については、広告主と協議の上、作成すること。

6 その他

- (1) 校正等は、取扱業者が広告主と直接行うものとし、校正ミス等につい

ては、取扱業者の責任において処理すること。

- (2) 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、著作権の確認をすること。
- (3) 申し込みは事前に一斉受け付けを行い、受け付け後、抽選により決定する（定数を超えた場合は市内業者を優先とする）。広報春日井広告掲載決定通知書による通知後に取り下げの申し出があった場合は、次点のものを繰り上げ当選とする。その後、募集数に満たない枠については、先着順で受け付けることとする。

ホームページ

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/seisaku/koukokujigyoku/kohotoriatukai.html>

問い合わせ先

企画経営部広報広聴課 広報担当

電話 0568-85-6036

FAX 0568-84-7421

Eメール koho@city.kasugai.lg.jp